

令和 3 年

第 7 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会



## 令和3年第7回定例教育委員会日程

日 時 令和3年7月27日（火） 午後2時から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第1 会議録署名委員の指名  
長谷川 浩子

日程第2 議 案

議案第1号 我孫子市鳥の博物館基金条例の制定について  
(鳥の博物館)

議案第2号 我孫子市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱の一部  
を改正する告示の制定について (文化・スポーツ課)

日程第3 諸 報 告

## 目 次

議案第 1 号	我孫子市鳥の博物館基金条例の制定について	・・・・・・・・ 1
議案第 2 号	我孫子市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱の一部を改正する告示の制定について	・・・・・・・・ 4

議案第 1 号

我孫子市鳥の博物館基金条例の制定について

我孫子市鳥の博物館基金条例を次のように制定する。

令和 3 年 7 月 2 7 日 提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

鳥の博物館事業の充実を図り、博物館の魅力を向上させるため、我孫子市鳥の博物館基金の設置を提案するものです。

## 我孫子市鳥の博物館基金条例

### (設置)

第1条 我孫子市鳥の博物館事業の充実を図るため、我孫子市鳥の博物館基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるところによる。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、我孫子市鳥の博物館事業に要する費用の財源に充てるもののほか、この基金に編入するものとする。

### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 基金は、我孫子市鳥の博物館事業に要する費用の財源に充てる場合に限って、一般会計歳入歳出予算に計上して、その全部又は一部を処分することができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 2 号

我孫子市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱の一部を改正する告示の制定について

我孫子市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように制定する。

令和 3 年 7 月 2 7 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

### 提案理由

我孫子市文化財保存活用地域計画協議会委員について、現行の委員に加えて教育委員会が必要があると認める者を委嘱し、又は任命できるようにするため、提案するものです。



我孫子市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱の一部を改正する告示

我孫子市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱（令和元年教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><b>(3) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要があると認める者</b></p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>

附 則

この告示は、公示の日から施行する。